

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日休日に當りては、その翌日)

## 目次

### ◇告示

- 字の区域の新設等
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地処分をした旨の届出
- 土地改良区の役員の就退任
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 開発行為に関する工事の完了
- 選管告示
- 政党等の収支報告書の受理

## 告示

### 鳥取県告示第二百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し及び廃止し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び廃止並びに町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和四十六年三月三十日現在の地番による。)

- 兼久字内海道一九二の一、一九三の一、一九四、一九五、一九六の一、二〇〇の一、二〇一、二〇二の一、二〇三、二〇四及びこれらと一体をなす国有地、兼久字老ノ坪の全域、兼久字二之坪の全域、兼久字三之坪の全域、兼久字四之坪の全域、兼久字五之坪の全域、兼久字大窪の全域、兼久字池ノ内二四九の一から二四九の三まで、二五〇の一部、二五一、二五二の一部、二五三、二五四、二五五の一部、二五五の二の一部、二五六の一から二六一まで及びこれらと一体をなす国有地、兼久字上寺田の全域、兼久字下寺田の全域、兼久字横田の全域、兼久字土器免三四〇の一から三四八まで、三四九から三五二までの一、三五三、三五四の一部、三五六の一から三五六の三までの一部、三五七の一から三五七の三まで、三五八の一の一部、三五八の二から三五八の五まで及びこれらと一体をなす国有地、兼久字小水田のうち三七〇の二の一部、三七〇の六の一部、三七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、兼久字五反田のうち三八〇の二及び三八一の

兼久字上新田

二と一体をなす国有地の一部以外の区域、兼久字渡り上りの全域、兼久字熊ノ内の全域、兼久字六反坪の全域、日原字三反田一二三の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七から一三六まで、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字ヲリ口一三八の一、一三八の二の一部、一三八の三、一三八の四の一部、一三八の五、一三八の六、一三九の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字下宮ノ前一八一、一八二、一八三の一、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地、日原字上宮ノ前二二七の二から二二八の二まで、二二八の二の一部、二二八の三の一部、二二九の二の一部、二二九の三、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字熊廻田二二七の二の一部、二二〇の二の一部、二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字堂廻前二四六の一部及びこれと一体をなす国有地、日原字片引の全域、日原字四反田の全域、石井字扇字田一の一部、一の二の一部、三の二から三の五までの一部、四の二の一部、五の二の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字京田三四の一部、三六の二の一部、三六の三の一部、三七から四〇まで、四一の一部、四二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字笹目四四の一の一部、四四の二、四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四六及び四七と一体をなす国有地の一部、奥谷字浦無九四の一部及びこれと一体を

兼久字下新田

なす国有地並びに榎原字北畷町田一〇八八の二の一部、一〇八八の五の一部、一〇八九の二、一〇九〇の二、一〇九一の二、一〇九一の三、一〇九二の三から一〇九二の五まで、一〇九三の七及びこれらと一体をなす国有地

兼久字八反坪四六五、四六六の二、四六七の四、四六七の五、四六八の一、四六八の四、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地、兼久字水落四七七の三、四七七の四、四七八の一から四七九の二まで、四八〇から四八二の一までの一部、四八二の二から四八四の二まで、四八五から四八七までの一部、四八九の一の一部、四八九の二の一部、四九〇から四九一の二まで及びこれらと一体をなす国有地、兼久字辰ヶ崎四九二の一、四九二の二、四九三の一の一部、四九三の二の一部、四九三の三、四九四の三の一部、四九四の五の一部、四九六の一部、四九七の一部及び四九八の一から五〇七の四まで、兼久字四反坪のうち五一七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、福市字川西ノ一九四四の一、九四五の一の一部、九五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに日原字水落九の一の一部、一一の一部、一二の二の一部、一八かう二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地

福市字川西ノ一のうち九四四の一の一部、九四五の一の一部、九五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福市字川西ノ二のうち九六七の一の一部、九六

福市字川西

八の一の一部、九六九から九七二までの一部、九七三の一から九七四まで、九七五の一部、九七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、兼久字水落四八九の一の一部、四八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、兼久字辰ヶ崎四九三の一の一部、四九三の二の一部、四九四の一、四九四の二、四九四の三の一部、四九四の四、四九四の五の一部、四九五、四九六の一部、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、兼久字四反坪五一七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに宗像字曲り田三五の一の一部、三五の三の一部、三五の四の一部、三六、三七の一部、三八の三の一部及び四六の一部

日原字穴田六三の二、日原字山越七二、七六の一及びこれらと一体をなす国有地、日原字正源寺七七から八五の一まで、八六の一、八七の一、八八の一、一〇二の一、一〇三から一〇四の二まで、一〇四の五から一〇四の八まで及びこれらと一体をなす国有地、日原字八反坪一〇五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の二、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の二、一一六の二、一一八の一、一一九の三、一二九の四、一二〇の四及びこれらと一体をなす国有地、日原字三反田一二三の一の一部、一二三の二、一二三の三、一二四から一二六までの一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字ヲリ口一三八の二の一部、一三八の四の一部、一三九の一部、一四〇の一の一部、一四一の一及びこれらと一体をなす国有地、日

福市字東住吉

原字後山一六七の一から一六七の四まで、一六八、二六九の二、二六九の三、二七〇の二及びこれらと一体をなす国有地、日原字下宮ノ前一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七三の一、一七三の二、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七七の二、一七七の五、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇の一、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地、日原字上宮ノ前二一八の二の一部、二一八の三の一部、二一九の一、二一九の二の一部、二二〇の一の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三から二二二の二まで、二二二の二の一部、二二三から二二四の二まで及びこれらと一体をなす国有地、日原字熊廻田二二五から二二七の二まで、二二七の二の一部、二二八の一から二三〇の二まで、二三〇の二の一部、二三一、二三二の二の一部、二三三の二、二三三の三の一部、二三三の四の一部、二三四の二、二三五及びこれらと一体をなす国有地、日原字門田の全域、日原字堂廻前のうち二四六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、日原字住吉のうち四五三から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、日原字前田のうち五〇四の二、五〇四の三、五〇五、五〇六の一、五〇六の二、五三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、日原字才加五三四から五四八の一まで、五四九の一、五五〇、五五一の二、五五四の一、五五五の一、五五六の一、五七五の一、五七六の一、五七七の一、五七八の一、五七九の一、五八〇から五八九まで及

<p>日原字西才加</p>	
<p>日原字井手ノ手三七八の一、三七九の一、三八〇の一、三八一の一、三八二の一、三八四の一、三八五及びこれらと一体をなす国有地、日原字船橋四一七の一、四一八の一、四一八の三、四二八、四二九、四三〇の一、四三二の二及びこれらと一体をなす国有地、日原字西上沢のうち六一〇の一部以外の区域、日原字才加五六八の二の一部、五六九の一部、五七〇の二の一部及び五七一の二並びに奥谷字外構三三五の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一から三三八まで、三三九の一部、三四〇から三四四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>びこれと一体をなす国有地、日原字上沢の全域、兼久字土器免三五六の二の一部、三五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、兼久字小水田三七〇の二の一部、三七〇の六の一部、三七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、兼久字五反田三八〇の二及び三八一の二と一体をなす国有地の二部、兼久字堂の前三五九の一部、三六〇の二の一部、三六一の一部、三六二の一部、三六三、三六四の一部、三六五から三六九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに奥谷字才賀九六の一部、一一七の二の一部、一一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八の二から一〇〇まで、一〇二から一〇五まで、一一三の二、一一四の二、一一五の二及び一一六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>石井字前田</p>	<p>石井字高城</p>
<p>石井字中坪一〇三の二、一〇三の三、一〇三の六、一〇三の七、一〇四の二、一〇四の三、一〇五の二、一〇六、一〇六の二、一〇七の二から一一三の二まで、一一四の二、一一四の三、一一四の四、一一五から一二〇の二まで及びこ</p>	<p>石井字沢水入のうち四六の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、石井字水入のうち六九の一部、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、石井字上高城のうち九三の三、九五の三、九六の一、九七の一から一〇〇の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、石井字下高城の全域、奥谷字川除一四二の二の一部、一四二の三の一部、一五一の一部、一五一の二の一部、一五二の二の一部、一五二の三の一部、一五三の二の一部、一五三の三、一五三の四、一五三の五、一五五の二の一部、一五五の三の一部、一五六の二の一部、一五六の三の一部、一五七の二の一部、一五七の三の一部、一五八の二の一部、一五八の三の一部、一五九の二の一部及び一五九の三、奥谷字北平二〇二の二の一部、二〇二の三、二〇四及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字高城田二〇五の二の一部、二〇五の三、二〇六、二〇七から二〇九の二までの一部、二二二の二の一部、二二四の二の一部、二二五の二の一部、二二六、二二七の二、二二八の二の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに奈喜良字北平先三の二及び三の二</p>

	石 井 字 沖
<p>宗像字曲り田三二の一〇、三三の二、三四の一から三四の三まで、三五の一の一部、三五の三の一部、三五の四の一部、三五の五、三五の八、三七の一部、三八の二、三八の三の一部、三九の一、三九の二、四〇から四五の二まで、四六の一部、四七から五一の一まで、五二の一及びこれらと一体をなす国有地、宗像字セイゴ谷六九、七〇の二、七一から七八まで及びこれらと一体をなす国有地、宗像字曲り沢端の全域、宗像字屋敷前田の全域、兼久字水落四八五</p>	<p>れらと一体をなす国有地並びに石井字砂口二二の四、一二二の二、一三五の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>石井字扇子田のうち一の一部、一の一部、二の一部、三の二から三の五までの一部、四の一の一部、五の一の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、石井字上イク井畷のうち一五の一と一体をなす国有地以外の区域、石井字西イク井畷の全域、兼久字池ノ内二五〇の一部、二五二の一部、二五五の一の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字イグヒ畷一の一部、一の一部、二の一部、三の一部、九の一部、一〇の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地榎原字北老町田一〇八六の二、一〇八八の二の一部、一〇八八の四、一〇八八の五の一部、一〇八八の六及びこれらと一体をなす国有地並びに榎原字北祐時一〇八二の二、一〇八三の二、一〇八四の二、一〇八五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

兼久字八反坪	兼久字内海道	宗像字東前田
<p>兼久字八反坪のうち四六五、四六六の二、四六七の四、四六七の五、四六八の一、四六八の四、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>兼久字内海道のうち一九二の一、一九三の一、一九四、一九五、一九六の一、二〇〇の一、二〇一、二〇二の一、二〇三、二〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年三月三十日現在の地番による。）</p> <p>兼久字内海道のうち一九二の一、一九三の一、一九四、一九五、一九六の一、二〇〇の一、二〇一、二〇二の一、二〇三、二〇四及びこれらと一体をなす国有地並びに日原字道狭三五四の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部、三五四の五の一部、三五五から三五六の六まで、三五七の二、三五七の第一、三五八から三五八の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>から四八七までの一部、四八八、四八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福市字川西ノ二九六七の一の一部、九六八の一の一部、九六九から九七二までの一部、九七三の一から九七四まで、九七五の一部、九七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字水落一九の一部、二〇の一部、二一から二三まで、二四の一部及び、これらと一体をなす国有地、日原字折返二九の一の一部、三二の一部、三三の一の一部、三三の二の一部、三四から三七まで、三八の一部、三九の一の一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字穴田四二から四四までの一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに日原字道狭三五四の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部、三五四の五の一部、三五五から三五六の六まで、三五七の二、三五七の第一、三五八から三五八の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

兼久字水落	兼久字水落四七七の一、四七七の二、四七七の五から四七七の七まで及びこれらと一体をなす国有地
日原字水落	日原字水落のうち九の一、一一から二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字穴田	日原字穴田のうち四〇の一から四八の三まで、四九の一、五〇の一から五九の一まで、五九の第二、六三の二、六四、六四の一、 <sup>六六</sup> 六五 <sub>六六</sub> 合併の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字山越	日原字山越のうち七二、七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字正源寺	日原字正源寺のうち七七から八五の一まで、八六の一、八七の一、八八の一、九二、九二の一、九三の一から九三の五まで、九四、九四の五、九五の四、九五の六、九六、九六の一、九七、九七の一、一〇二の一、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇四の五から一〇四の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字八反坪	日原字八反坪のうち一〇五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の二、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の二、一一六の二、一一八の一、一一九の三、一一九の四及び一二〇の四以外の区域

日原字ヲリ口	日原字ヲリ口のうち一三八の一から一四〇の一まで、一四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字後山	日原字後山のうち一六七の一から一六七の四まで、一六八、二六九の二、二六九の三、二七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字下宮ノ前	日原字下宮ノ前のうち一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七三の一、一七三の二、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七七の二、一七七の五、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇の一、一八〇の二、一八一から一八三の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字道狭	日原字道狭のうち三五四から三五七の一まで、三五八から三五八の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字井手ノ手	日原字井手ノ手のうち三七八の一、三七九の一、三八〇の一、三八一の一、三八二の一、三八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字船橋	日原字船橋のうち四一七の一、四一八の一、四一八の三、四二八、四二九、四三〇の一、四三二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
日原字住吉	日原字住吉四三三から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

日原字前田	す国有地の一部
日原字折返	<p>日原字前田五〇四の二、五〇四の三、五〇五、五〇六の一、五〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>日原字水落九の二の一部、一一の二、一二の二、一三から一七まで、一八から二〇までの一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字折返二五から二八の一まで、二九の二の一部、二九の二、三〇、三一、三二の一部、三三の二の一部、三三の二の一部、三八の一部、三九の二の一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字穴田四〇の一、四〇の二、四一の二、四二から四四までの一部、四五の二、四五の二の一部、四五の三から四八の三まで、四九の二、五〇の二から五八の一まで、五九の二、五九の二、六四、六四の二、六五、六五)合併の一及びこれらと一体をなす国有地、日原字正源寺九二、九二の二、九三の二から九三の五まで、九四、九四の二、九五の四、九五の六、九六、九六の二、九七及び九七の二、日原字道狭三五四の一部、三五四の二の一部、三五四の二の一部、三五四の三、三五四の四、三五四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに兼久字水落四八〇の一部、四八一の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
石井字上高城	<p>石井字上高城九三の三、九五の三、九六の一、九七の一から一〇〇の九まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
石井字中坪	<p>石井字中坪のうち一〇三の二、一〇三の三、一〇三の六、一〇三の七、一〇四の二、一〇四の三、一〇五の二、一〇六、一〇六の二、一〇七の二から一三の二まで、一四の二、一四の三、一四の四、一五から二〇の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
石井字砂口	<p>石井字砂口のうち二二の四、二二の二、一三五の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
石井字要害	<p>石井字要害のうち二六一の二、二六二の二、二六五の二及び二六六の三以外の区域</p>
奥谷字千房	<p>奥谷字千房のうち二五六の二から二六一の二まで、二六二の二、二六二の二、二六三の二、二六四の二、二六四の二、二六五の二、二六五の二、二六六の二、二六六の二、二六七の二、二六七の二、二六九の二、二六九の二、二七〇の二、二七〇の二、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
奥谷字前新田	<p>奥谷字前新田のうち二七六の二、二七六の四、二七八の二から二七八の五まで、二七九の二から二九三の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
奥谷字家ノ前	<p>奥谷字家ノ前のうち五四一の二、五四二から五四五の二まで、五四六、五四七、五五二の二、五五三、五五七の三から五六五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

奥谷字中沢

奥谷字羽根田のうち二二二の一と一体をなす国有地以外の区域、奥谷字川除のうち一四二の一の一部、一四二の二の一部、一五一から一五二の一までの一部、一五二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九、一四〇及び一四二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、奥谷字中沢一五三の一の一部、一五三の二の一部、一五四の一、一五四の二、一五五の二の一部、一五五の二の一部、一五五の三、一五五の四、一五六の一の一部、一五六の二の一部、一五七の一の一部、一五七の二の一部、一五七の三、一五七の四、一五八の一の一部、一五八の二の一部、一五九の一の一部、一五九の二の一部、一五九の三から一六〇の九まで、一六二の一から一六六の三まで及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字下沢の全域、奥谷字北平一九三から二〇〇まで、二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字高城田のうち二〇五の一の一部、二〇五の二、二〇六、二〇七から二〇九の一までの一部、二二二の一の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六、二二七の一、二二八の一、二二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに石井字水入六九の一の一部、七二の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地

奥谷字イグヒ畷のうち一の一の一部、一の二の一部、二の一部、三の一部、九の一部、一〇の一部、一三の一部及び

奥谷字京田

これらと一体をなす国有地以外の区域、奥谷字京田三一の一から三三まで、三四の一部、三五、三六の一の一部、三六の二の一部、四一の一部、四二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字笹目のうち四四の一の一部、四四の二、四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四六と一体をなす国有地の一部以外の区域、奥谷字川除ケ外の全域、奥谷字浦無西の全域、奥谷字浦無のうち九四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域、奥谷字才賀のうち九六の一部、一一七の一の一部、一一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八の二から一〇〇まで、一〇二から一〇五まで、一一三の一、一一四の一、一一五の一及び一一六の二と一体をなす国有地以外の区域、奥谷字羽根田二二二の一と一体をなす国有地、奥谷字川除二二九、一四〇及び一四二の二と一体をなす国有地の一部、兼久字土器免三四九の一部、三五〇の一部、三五一の一部、三五二の一部、三五四の一部、三五五の一から三五五の三まで、三五六の一から三五六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、兼久字堂ノ前三五九の一部、三六〇の一の一部、三六〇の二、三六一の一部、三六二の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、日原字前田五三三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、石井字水入四六の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに日原字才加五四三から五四七までと一体をなす国有地の一部



<p>奥谷字代官田</p>	<p>奥谷字代官田の全域、奥谷字千房二五六の二から二六一の二まで、二六二の一、二六二の二、二六三の一、二六三の二、二六四の一、二六四の二、二六五の一、二六五の二、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の六、二七五の一、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字前新田二七六の二、二七六の四、二七八の二から二七八の五まで、二七九の二から二九三の二まで及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字新田の全域、奥谷字外構三一七の一、三一八、三一九、三二〇、三二二から三二四まで、三二五の一部、三二六から三二八まで、三二九の一部、三三〇の一部、三三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字馬場ノ前の全域、奥谷字家ノ前五四一の一、五四二から五四五の一まで、五四六、五四七、五五二の一、五五三、五五七の三から五六五まで及びこれらと一体をなす国有地、日原字才加五六の一、五六二の一、五六三の一、五六四の一、五六五の一、五六六の一、五六七の一、五六八の一、五六八の二の一部、五六九の一部及び五七〇の二の一部、日原字西上沢六一〇の一部並びに石井字要害二六一の二、二六二の一、二六五の二及び二六六の三</p>
<p>宗像字曲り田</p>	<p>宗像字曲り田のうち三二の一〇、三三の二、三四の二から三四の三まで、三五の一、三五の三から三五の五まで、三五の八、三六、三七、三八の二から三九の二まで、四〇から五一の一まで、五二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>宗像字セイゴ谷</p>	<p>地以外の区域 宗像字セイゴ谷のうち六九、七〇の二、七一から七八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>榎原字北志町田</p>	<p>榎原字北志町田のうち一〇八六の二、一〇八八の二、一〇八八の四、一〇八八の五、一〇八八の六、一〇八九の二、一〇九〇の二、一〇九一の二、一〇九一の三、一〇九二の三、一〇九二の四、一〇九二の五、一〇九三の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>榎原字北祐時</p>	<p>榎原字北祐時のうち一〇八二の二、一〇八三の二、一〇八四の二、一〇八五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>奈喜良字北平先</p>	<p>奈喜良字北平先のうち三の一及び三の二以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>兼久字大窪、兼久字志ノ坪、兼久字二之坪、兼久字三之坪、兼久字四之坪、兼久字五之坪、兼久字渡り上り、兼久字熊ノ内、兼久字四反坪、兼久字六反坪、兼久字池ノ内、兼久字上寺田、兼久字下寺田、兼久字横田、兼久字土器免、兼久字小水田、兼久字五反田、兼久字辰ヶ崎、兼久字堂ノ前、日原字三反田、日原字才加、日原字上沢、日原字西上沢、日原字上宮ノ前、日原字熊廻田、日原字西門田、日原字堂廻前、日原字片引、日原字四反田、石井字扇子田、石井字上イク井畷、石井字西イク井畷、石井字沢水入、石井字水入、石井字下高城、奥谷字イグヒ畷、奥谷字笹目、奥谷</p>

字川除ケ外、奥谷字浦無西、奥谷字浦無、奥谷字川除、奥谷字北平、奥谷字新田、奥谷字馬場ノ前、奥谷字外構、奥谷字高城田、奥谷字下沢、奥谷字羽根田、奥谷字才賀、福市字川西ノ一、福市字川西ノ二、宗像字曲り沢端及び宗像字屋敷前田

鳥取県告示第二百十四号

昭和四十八年二月十五日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（大谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十八年三月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岩美町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第二百十五号

昭和四十八年二月二十八日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（大瀬地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十八年三月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
三朝町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、米子市石井三五番地米子市南部土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る成実尚徳地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米沢村貝田土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 岡 田 恵 輝 日野郡江府町貝田五二二

森 田 止 三 三 四 〇

岡 田 竹 男 四 八 〇

森 田 誉 雄 三 四 八

遠 藤 延 五 一 九

佐 藤 秋 寛 三 五 〇

監 事 池 田 敏 治 二 三 一

森 田 庫 二 四 九 一

任期満了につき退任

米沢村貝田土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理 事 岡 田 恵 輝 日野郡江府町貝田五二二

森 田 止 三 三 四 〇

岡 田 竹 男 四 八 三

中海土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理 事 大 西 雄 之 進 米子市彦名町七四二二の二

渡 部 一 太 郎 大 崎 二 八 五 番 地

木 村 賢 七 八 〇

武 良 栄 一 一 八 〇 八

矢 倉 甬 一 四 四 三

松 本 美 寿 葭 津 一 八 一 三

山 口 政 市 二 〇 二

監 事 松 本 人 史 大 崎 一 〇 〇 六

松 本 務 葭 津 五 四 五

本人の都合により昭和四十七年十一月二十五日辞任

中海土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理 事 松 本 弥 須 夫 米子市大崎六四〇番地

木 村 朝 吉 八 一 八

昭和四十七年十一月二十日の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年十一月三十日就任 任期二年

渡部 得寿 一七一六〇  
 矢倉 義治 一四二七〇  
 松本 徳郎 葎津一七四六〇  
 長谷川 正 一四八五〇  
 監事 矢倉 正八郎 大崎六四一〇  
 木村 全一 八二三〇  
 昭和四十七年十二月二十五日総代会において役員選挙の結果当選し、昭和四十八年一月六日就任 任期昭和五十一年五月二十五日まで

上砂見土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 田中 寿男 鳥取市上砂見七七五番地  
 東 重美 一五八〇  
 財原 松蔵 二〇〇〇  
 宮橋 茂 二一三〇の一  
 宇治田 豊 七六八内ノ一合併  
 武田 一郎 七三〇〇  
 武田 金一 七二二の二  
 武田 利男 七二三〇  
 監事 武田 藤市 七七二〇  
 宇治田 貞治 七六九〇  
 田村 啓蔵 一一五〇  
 任期満了により退任

上砂見土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 東 重美 鳥取市上砂見一五八番地  
 財原 松蔵 二〇〇〇  
 宮橋 茂 二一三〇の一  
 武田 一郎 七三〇〇  
 池内 鉄蔵 七〇五番内第一地  
 前田 光治 七〇五番地  
 沢田 幹雄 一七四〇  
 上田 馨 二一五〇  
 監事 武田 藤市 七六九〇  
 宇治田 貞治 七六九〇  
 田村 啓蔵 一一五〇  
 昭和四十七年九月十三日開催の総会において、総選挙の結果当選し、昭和四十七年九月二十二日就任 任期二年

江津土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 沢田 一夫 鳥取市江津六八八番地  
 米山 洋 六八七〇  
 奥山 茂久 六三九〇の一  
 田中 稔 六三九〇の合併  
 米澤 幸美 四〇四〇

江津土地改良区  
 就任した役員の住所及び氏名

理事	沢田 一夫	鳥取市江津六八八番地
〃	奥山 茂久	六三九ノ一
〃	米沢 幸美	四〇四
〃	奥山 義信	六八九
〃	松浦 安治	六三八
〃	前田 長治	六三四
〃	米山 洋	六八七
〃	古沢 博	六三九

秋里江津土地改良区  
 就任した役員  
 昭和四十六年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十六年四月十日就任 任期二年

退任した役員  
 昭和四十六年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十六年四月十日就任 任期二年

理事 松下 頼藏 鳥取市江津六二八番地  
 〃 山根 徳次 六三六  
 〃 沢田 一夫 六八八  
 〃 津村 延吉 六二五

江津土地改良区  
 就任した役員  
 昭和四十六年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十六年四月十日就任 任期二年

秋里江津土地改良区  
 就任した役員  
 昭和四十六年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十六年四月十日就任 任期二年

理事	松下 頼藏	鳥取市江津六二八番地
〃	米村 豊治	六四六
〃	沢田 一夫	六八八
〃	津村 延吉	六二五
〃	山形 研太郎	秋里八一四
〃	木下 久七	八〇九
〃	田中 稔	江津六三九合併地
〃	田中 稔	六四〇合併地
〃	波当根 嘉之	六一七番地
〃	加藤 一夫	八九八

八上土地改良区  
 就任した役員  
 昭和四十六年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十六年四月十日就任 任期二年

理事 清水 春男 八頭郡河原町大字曳田五八八番地合併  
 五九二



鳥取市雲山土地改良区  
 昭和四十八年一月十四日開催の臨時総会において選挙の結果当選し、昭和四十八年一月二十一日就任 任期四年

市村英雄	一六三〇
川 巖 徹 一	七三三〇
田 村 正 弘	二一六〇
田 村 保 芳	二二七〇
竹 田 政 治	六八〇一四
川 嶋 元 一	二〇五〇
倉 信 義 衛	天神原三八一
綾 木 操	三〇〇内第一
田 淵 三 郎	四一〇〇
倉 信 敏	二三四〇
坂 本 千 代 蔵	五六八〇
田 淵 芳 三	三八五一二
倉 信 敬 延	二六四一一
鳥 越 博 美	曳田一四八〇
兼 田 武 男	天神原三七七〇

鳥取市雲山土地改良区  
 退任した役員の住所及び氏名

理事	西田俊雄	鳥取市雲山三一一番地
米 沢 竜 胤	一〇一〇	
市 村 光 義	一九九〇	
山 口 保 温	九一〇〇	

鳥取市雲山土地改良区  
 任期満了により退任

米 沢 壽 雄	一〇一〇
川 口 隼 成	九三〇〇
村 山 寅 治	一〇七〇一
横 山 憲 明	三三八〇
福 永 豊 久	正蓮寺一四二〇
谷 田 稔	大杓一八六〇
浜 田 芳 正	雲山三五〇〇
岡 村 克 己	四八〇七

鳥取市雲山土地改良区  
 就任した役員の住所及び氏名

理事	山口保温	鳥取市雲山九一番地
米 沢 竜 胤	一〇一〇	
村 山 寅 治	一〇七〇一	
市 村 光 義	一九九〇	
西 田 俊 雄	三一〇〇	
米 沢 壽 雄	一〇一〇	
横 山 憲 明	三三八〇	
川 口 隼 成	九三〇〇	
福 永 豊 久	正蓮寺一四二〇	
谷 田 稔	大杓一八六〇	
岡 村 克 己	雲山四八〇七	
浜 田 芳 正	三五〇〇	

昭和四十八年二月四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年二月十九日就任 任期二年

日置谷土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事	山本壽延	氣高郡青谷町大字奥崎二一五番地
"	石田時夫	藏内一九五"
"	島尾政美	奥崎一六八"
"	赤穂義夫	養郷一六二"
"	山根秀雄	大坪三六九"
"	谷口保男	四三四"
"	前家喬二	奥崎一六一"
"	中尾源藏	善田一六九番地一
"	中島喜美穂	養郷七〇番地八
"	滝下武夫	藏内三四七"
"	山下光男	大坪二五一"
"	大口善一	奥崎四七"
"	田中守隆	大坪三四八"
"	谷口政信	藏内二八一"
"	北島壽雄	養郷七九"
"	青木忠重	大坪二七四"
"	野崎秀雄	養郷一〇六"
"	滝武信	藏内二八六"
"	嶋本英孝	養郷一一二"

"	谷口慎夫	奥崎一九八"
"	村尾永一	善田一七七"
監事	中村林藏	奥崎二〇〇"
"	片岡徳太郎	藏内三四〇"
"	奥屋武	奥崎一五四番地一
"	赤穂勝美	養郷一三五番地

日置谷土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事	山本壽延	氣高郡青谷町大字奥崎二一五番地
"	赤穂義夫	養郷一六二"
"	中尾源藏	善田一六九番地一
"	島尾政美	奥崎一六八番地一
"	谷口保男	大坪四三四"
"	谷口榎夫	奥崎一九八"
"	石田時夫	藏内一九五"
"	前家喬二	奥崎一六一"
"	滝武信	藏内二八六"
"	北島壽雄	養郷七九"
"	谷口政信	藏内二八一"
"	嶋本英孝	養郷一二二"
"	大口善一	奥崎四七"
"	青木忠重	大坪二七四"





武田 豊 久末二二三番地  
 河上 幸男 杉崎五九九〇  
 廣岡 元藏 橋本二三〇〇  
 西尾 迺富 馬場二七八〇  
 山根 玄一 蔵田二三三番地の二  
 岡本 善徳 八坂二〇五番地  
 奥田 登 国安九〇番地の七  
 懸樋 茂昭 五六四番地  
 尾田 為之 円通寺七四一番地の一  
 渡邊 寛大夫 越路六二〇番地  
 山本 久藏 馬場二〇八番地の三  
 山崎 久雄 中大路六一番地  
 三輪 歌太郎 美和一四七〇

昭和四十八年一月二十二日開催の第一回総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年一月二十九日就任 任期四年

米川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 渡辺 勇 境港市森岡町五五一の二番地  
 坂根 嘉重 米子市両三柳三四五八〇  
 加藤 晴光 道笑町三丁目九三〇  
 中島 勘治 博労町一丁目一六三〇  
 浦上 金一 観音寺一四〇〇〇  
 竹内 一夫 目久美町二九五〇

高橋 喜計 旗ヶ崎三七〇―四〇  
 永井 友美 両三柳二二八〇〇  
 八幡 武 上福原四二二〇〇  
 井上 光恵 東福原七八九―一〇〇  
 清水 正朝 米原七一三〇〇  
 木村 活寿 彦名町五〇五二〇〇  
 内田 広 一八三三〇〇  
 木村 賢 大崎七八〇〇〇  
 松本 恒夫 境港市渡町一、一九五〇〇  
 浜田 増太郎 外江町三、六二〇〇〇  
 池田 巖 花町一四五〇〇  
 佐賀 省三 上道町八五〇〇〇  
 佐々木 富松 中野町四五〇〇〇  
 阿部 隆 高松町一六八〇〇  
 永見 元 小篠津町八九〇〇〇  
 永沢 令 佐斐神町九七〇〇〇  
 安田 正信 米子市大篠津町一二五―一二〇  
 安達 昭男 和田町二、五六七〇〇  
 湯浅 淳 富益町四、二一七〇〇  
 渡部 義正 夜見町三八〇〇〇  
 門脇 武顕 境港市外江町一、二一六〇〇  
 八並 弘 米子市皆生三八〇〇〇  
 湯沢 純平 彦名町七〇三〇〇  
 森川 安春 夜見町二、一八三〇〇

富谷 栄 境港市竹内町七七五〃  
 門脇 亀栄 〃 渡町八七七〃  
 篠田 伊三郎 米子市車尾一二三〃  
 任期満了により退任

米川土評改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 竹内 一夫 米子市目久美町二九五番地

〃 木村 活寿 彦名町五〇五二〃

〃 加藤 晴光 道笑町三丁目九三〃

〃 中島 勘治 博労町一丁目一五三〃

〃 浦上 金一 観音寺一四〇〃

〃 磯部 偉三 車尾四八〇〃

〃 高橋 喜計 旗ヶ崎三七〇―四〃

〃 永井 友美 両三柳二、二八〇〃

〃 坂根 嘉重 三、四五八〃

〃 八並 弘 皆生三八〃

〃 八幡 武 上福原四二二〃

〃 本田 勇 西福原三三四〃

〃 井上 光恵 東福原七八九〃

〃 内田 広 彦名町一、八三三〃

〃 松本 正秀 葭津一七一〃

〃 渡辺 勇 境港市森岡町五五一の二〃

〃 松本 活美 渡町二、三九八の一〃

〃 榎野 俊春 外江町二、六一四〃

〃 門脇 武顕 〃 一、二一六〃

〃 池 淵 巖 〃 花町一一七〃

〃 佐賀 省三 〃 上道町八五〇〃

〃 佐々木 宮松 〃 中野町四一五〃

〃 阿部 隆 〃 高松町一六八〃

〃 永見 元 〃 小篠津町八九〇〃

〃 木村 寿雄 〃 八〇七〃

〃 安田 正信 米子市大篠津町一二五―一二〃

〃 安達 昭男 〃 和田町二、五六七〃

〃 湯浅 淳 〃 富益町四、二一七〃

〃 渡部 義正 〃 夜見町三八〇〃

〃 監事 松本 義人 境港市渡町九三六〃

〃 永沢 令 〃 佐斐神町九七〇〃

〃 永本 勝美 米子市安倍九〇七〃

〃 角 武郎 〃 大崎一、一六四―二〃

〃 篠田 伊三郎 〃 車尾一二三〃

昭和四十七年十二月十六日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年一月二十一日就任 任期四年

以西土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 那 須 文 夫 東伯郡赤碕町大字山川二三一番地

昭和四十八年三月一日死亡により退任

羽合土地改良区

退任した役員住所及び氏名

監事 酒井勝己 東伯郡羽合町大字長瀬一、一七五番地  
昭和四十七年十一月九日死亡により退任

羽合土地改良区

就任した役員住所及び氏名

監事 長村節 東伯郡羽合町大字長瀬一、一七一番地  
昭和四十八年三月一日開催の通常総代会において役員補欠選挙の結果  
当選し、昭和四十八年三月八日就任 任期昭和五十一年三月七日まで

郡家土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 西尾光俊 八頭郡郡家町大字山上三三三番地  
昭和四十七年十一月十七日死亡により退任

鳥取県告示第二百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第三項において準用  
する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画公園の  
図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆  
の縦覧に供する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年八月十五日 鳥取県指令受都計第三百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字土器免

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市戎町四七一

日本海信販株式会社

取締役社長 矢谷 允 之

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを  
準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部  
の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規  
定により、次のとおり公表する。

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 昭和47年7月1日から昭和47年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
生田泰治後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.2.5
岡本悟後援会米子支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.2.10
川上智正中後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.17
公明党鳥取県本部	387,400	78	382,000	10	5,000	926,120	77	926,120	0	0	48.1.12
国出啓典後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.24
島田安夫鳥取県西部後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.24
生長の家政治連合鳥取県支部	0	0	0	0	0	115,628	13	107,730	9	6,186	48.1.16
全国石油政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.12
全業農政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.22
全日本自由労働組合鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.12
鳥取県医師会	600,000	1	600,000	1	0	444,845	8	444,845	0	0	48.1.13
鳥取県中部歯科医師会政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.16
鳥取県自由党青年部西部地区支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.22
鳥取県社会保険推進連盟	1,000	0	0	0	0	12,048	2	12,048	0	0	48.1.12
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.8
鳥取県労働組合総評議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.1.13
鳥取県薬剤師連盟	0	0	0	0	0	752,531	16	752,531	0	0	48.2.5

野 津 英 頭 後 援 会 会	50,000	1	50,000	0	0	67,448	10	66,748	1	500	48. 1. 18
日 野 郡 清 風 援 会 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 1. 18
広 田 幸 一 後 援 会 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 1. 16
民 有 林 振 興 協 会 鳥 取 県 支 部 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 1. 24
矢 田 和 夫 後 援 会 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 1. 16

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の代名又は団体名	職業	住所又は事業所の所在地
公明党鳥取県本部	5,000	1	杉 川 せ ぎ い 夫 則 子	農 業 員	東 伯 郡 八 頭 市
	1,000	1	平 野 伯 忠 恒 子	農 業 員	東 伯 郡 八 頭 市
	100,000	1	大 安 宮 藤 原 名 子	農 業 員	倉 吉 市
	3,000	1	地 原 柴 源 次 郎 子	漁 業 員	倉 吉 市
	1,000	1	桑 青 福 子 孝 保 繁 登 浩 敏	編 物 社 員	岩 美 郡 美 取 市
	1,000	1	岡 戸 岡 野 山 島 原 川 村	社 員	岩 美 郡 美 取 市
	10,000	1	福 中 富 中 藤 村 中	商 会	岩 美 郡 美 取 市
	10,000	1	青 福 中 富 中 藤 村 中	商 会	岩 美 郡 美 取 市
	1,000	1	藤 村 中	社 員	岩 美 郡 美 取 市
	1,000	1	藤 村 中	社 員	岩 美 郡 美 取 市
	1,000	1	藤 村 中	社 員	岩 美 郡 美 取 市
	5,000	1	藤 村 中	社 員	岩 美 郡 美 取 市
	3,000	1	藤 村 中	社 員	岩 美 郡 美 取 市

5,000	1	谷	口	真	子	無	職	東	伯
1,000	1	渡	辺	よ	え	会	員	東	伯
1,000	1	松	原	つ	ゑ	農	業	倉	吉
2,000	1	梅	実	治	十一	調	師	倉	吉
2,000	1	白	野	為	一	商	業	倉	吉
1,000	1	宮	石	政	治	無	職	倉	吉
1,000	1	中	山	給	男	会	員	鳥	取
4,000	2	浜	本	鈴	江	無	職	鳥	取
5,000	1	服	島	邦	江	無	職	米	子
1,000	1	安	住	政	野	無	職	米	子
2,000	1	三	住	重	美	国	鉄	東	伯
1,000	1	藤	国	重	美	農	業	米	子
2,000	1	末	井	之	助	会	員	米	子
1,000	1	古	次	大	夫	社	員	米	子
1,000	1	清	川	要	一	無	職	米	子
2,000	1	古	家	利	子	無	職	米	子
1,000	1	高	住	栄	き	工	員	米	子
3,000	1	長	塚	ま	操	無	職	米	子
1,000	1	拵	富	智	子	洋	裁	米	子
1,000	1	藤	田	子	圭	会	員	米	子
1,000	1	美	部	代	子	無	職	日	野
1,000	1	伊	田	子	光	業	業	日	野
1,000	1	新	山	ト	エ	無	業	日	野
1,000	1	櫃	原	シ	エ	無	業	日	野

8,000	1	中	村	芳	子	会	米	市
2,000	1	皆	木	朋	江	社	子	市
3,000	1	今	岡	敏	夫	員	取	市
5,000	1	井	上	静	夫	業	子	市
10,000	1	吉	田	一	弘	商	米	
5,000	1	紫	田	信	義	会	倉	
1,000	1	入	江	武	雄	社	鳥	
1,000	1	前	根	つ	ね	員	取	
1,000	1	牧	田	豊	子	職	吉	
1,000	1	小	林	一	子	無	市	
1,000	1	尾	嶋	松	子	無		
1,000	1	隅	田	忠	好	無		
2,000	1	小	林	春	香	無		
1,000	1	村	井	コ	又	看		
1,000	1	早	野	シ	工	護		
1,000	1	伊	藤	都	婦	刷		
1,000	1	村	川	子	職	印		
4,000	2	小	原	代	無	セ		
1,000	1	内	田	子	業	ール		
1,000	1	宮	石	強	商	ス		
3,000	1	山	口	彦	司	無		
1,000	1	橋	谷	子	法	出		
1,000	1	橋	谷	吉	書	派		
1,000	1	本	田	子	士	無		
2,000	1			枝	員	職		
					員	無		
					職	給		





(2) 支 出	支出の総額	件数	支出の目的
政党、協会その他の団体名			
公明党鳥取県本部	210,000	6	家屋通費
	46,740	6	交通修繕費
	210,129	12	消耗品費
	3,639	2	事務費
	124,000	5	雑費
	42,080	15	生活動費
	25,945	13	旅行費
	228,200	18	通信費
生長の家政治連合鳥取県支部	1,880	3	印刷費
	6,977	9	議担費
	1,140	3	分会費
	1,000	1	旅分会費
	5,546	6	議担費
	99,080	8	議担費
鳥 取 県 医 師 連 盟	29,080	1	議担費
	10,565	2	議担費
	5,200	1	議担費
	400,000	4	議担費
鳥取県社会保障推進連盟	1,194	1	議担費
	10,854	1	議担費
鳥 取 県 薬 剂 師 連 盟	45,000	3	議担費
	546,000	2	議担費

